

③ 所得階層別

(単位：件、千円)

区 分			欠損法人	年所得400万円以下		年所得400万円超 800万円以下		年所得800万円超 1,000万円以下		年所得1,000万円超 5,000万円以下		年所得5,000万円超 1億円以下		年所得1億円超 10億円以下		年所得10億円超		合 計		
				事 業 年度数	事 業 年度数	所得金額	事 業 年度数	所得金額	事 業 年度数	所得金額	事 業 年度数	所得金額	事 業 年度数	所得金額	事 業 年度数	所得金額	事 業 年度数	所得金額	事 業 年度数	所得金額
事業年度年二回法人	分割法人	軽減税率適用法人 A																		
		その他 B																		
	県内法人 C																			
	計 A+B+C D																			
事業年度年一回法人	分割法人	軽減税率適用法人 E	296	45	67,564	23	135,523	11	98,718	96	2,411,294	30	2,149,628	38	10,825,401	3	4,466,967	542	20,155,095	
		その他 F	105	2	585	13	72,762	6	52,679	67	1,894,767	41	2,878,505	125	42,030,026	30	121,817,589	389	168,746,913	
	県内法人 G	13,826	3,299	4,446,567	991	5,745,227	253	2,245,584	1,224	27,506,562	211	14,664,699	142	28,931,893	3	5,218,612	19,949	88,759,144		
	計 E+F+G H	14,227	3,346	4,514,716	1,027	5,953,512	270	2,396,981	1,387	31,812,623	282	19,692,832	305	81,787,320	36	131,503,168	20,880	277,661,152		
合 計 D+H			14,227	3,346	4,514,716	1,027	5,953,512	270	2,396,981	1,387	31,812,623	282	19,692,832	305	81,787,320	36	131,503,168	20,880	277,661,152	

(注) 1 所得金額欄は、令和5年度において確定した普通法人に係る法人の事業税額に対応する所得金額（清算法人、法第72条の2第1項第2号、第3号及び第4号に掲げる事業のみを行う法人を除く）のうち現事業年度分について作成した。

2 軽減税率適用法人については、所得金額の総額によって区分した。

3 事業年度が年2回の法人の所得の区分については、「年所得400万円以下」欄には200万円以下のものを記載し、以下の所得区分についても同様に記載した。

4 分割法人については、主たる事務所又は事業所が香川県に所在するもののみについて、所得金額の総額を記載した。